

2013年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

昨年8月に野田内閣のもとで民主・自民・公明3党合意で強行された社会保障・税一体改革は、年末の政権交代によって発足した安倍内閣に引き継がれました。これによって今年8月からの生活保護費の引き下げ、10月からの年金引き下げを突破口として、いよいよ社会保障の改悪が国民生活に重くのしかかろうとしています。

さらに社会保障制度改革国民会議の報告を盾に、2013年度は70～74歳の高齢者の医療費一部負担引き上げや、介護保険からの軽度者の切り離しなどの介護保険の給付範囲の縮小が推し進められようとしています。

さらに消費税増税がのしかかれば、安倍内閣が目玉とする「アベノミクス」は国民の所得を増やすことにつながらず、多国籍化した大企業と一部資産家に富を集中させ、国民の「格差」を一層大きくするものとしかなりません。

安倍内閣が進める社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し「自助」「共助」の名の下に、その責任を国民と地方自治体に押し付けるものです。

私たちは県民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、これまで自治体に要請し、多くの要望を実現していただきました。特に愛知県の福祉医療への一部負担金と所得制限の導入を、多くの自治体からの反対の声で、今年6月には断念させることができました。

ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

(回答) 地方公共団体は、憲法を始めとする法令の規定より、各種事務事業を実施しているものであり、東海市では、住民の福祉の増進のために社会保障施策の充実を総合的・計画的に施策を行うこととしています。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

(回答) 法律等に基づき適正な事務事業を行い、住民の福祉の増進を図っていきます。

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答) 知多地方税滞納整理機構では、納税相談において、相手方の生活状況等も考慮しながら分割納付での対応等、地方税法に基づき適切な滞納整理を行なっております。

## 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 生活保護は国民生活の最後の拠り所であるということを十分に認識しておりますので、面接相談においては、真摯な態度で相談に応じており、親切丁重に法の趣旨や制度概要の説明を行うとともに助言を行っております。そして保護の必要な方には適切に対応しており、申請権の侵害は行っておりません。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認める旨を「しおり」等に記載してください。

(回答) 生活保護における申請権の保障は大切なことであると認識いたしております、申請に際して、強要及び違法な助言は行っておりません。また、常に市で仕事を確保することは難しいですが、就労支援につきましては適切な形で行っております。必要な場合には自動車保有を認める旨を「しおり」等に記載することについては、誤解を招く可能性があるため考えておりません。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

(回答) 生活保護における生活扶助費の引き下げについては、各世帯へお知らせの文書を送付したり、個別に説明を行ったりしているところです。また、不足分を市独自の何らかの援助で補うということは考えておりません。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

(回答) 平成23年度に面接相談員を1人配置し、平成25年にケースワーカーを1人増員しました。今後も必要に応じて研修等を行い、組織の充実を図ってまいります。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(回答) 警察官OBの配置は行っておりません。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

(回答) 生活保護基準を参照している国の制度は影響が及ばないように対応されておりまして、市といたしましても国の対応に合わせ影響が出ないように対応してまいります。

### 2. 安心できる介護保障について

#### (1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答) 介護保険料・保険料負担段階は、現在8段階10階層で実施しています。今後につきましては、国の介護保険制度改革の内容を確認したうえで介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第6期事業計画推進委員会で検討してまいります。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。

今後につきましては、国の介護保険制度改革の内容を確認したうえで介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第6期事業計画推進委員会で検討してまいります。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 同上

④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

(回答) 第5期事業計画中は実施予定はありません。

今後につきましては、国の介護保険制度改革の内容を確認したうえで介護給付サービスや施設整備を考慮し、知多北部広域連合第6期事業計画推進委員会で検討してまいります。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答) 知多北部広域連合第5期介護保険事業計画期間内において、施設サービス7カ所(598人)、居住系サービス7カ所(180人)、居宅系サービス6カ所(121人)の施設整備を予定しております。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

(回答) 本市には中学校が6校、小学校が12校ございますが、地域包括支援センターは同規模のものを3箇所設置しております。現在の設置状況は近隣市町と比較して多い状況にありますが、今後の高齢化の進み具合に応じて設置基準を調整してまいります。また、センターへの委託は知多北部広域連合を通じて行っておりますが、高齢者人口に応じて配分すると共に、高齢者人口の増に伴い委託料の引き上げを行っております。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 第5期事業計画の施行に伴い、国により介護報酬が改定され、介護職員処遇改善交付金が廃止され、介護職員処遇改善加算が新設されました。また、各種加算の新設や見直しが行われました。

研修につきましては、研修支援事業が行われております。

また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。

## (2)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)ひとり暮らし、高齢夫婦への支援として、介護認定を受けている方で希望者については配食サービスでの安否確認を実施し、それ以外の方については①家具等転倒防止器具の取付(ひとり暮らしのみ)②あんしん電話(携帯含む)の設置③安否確認(ひとり暮らしのみ)④災害時要援護者支援(ひとり暮らしのみ)⑤救急医療情報キット配布などの生活支援を行っております。今後も生活支援施策の充実に努力してまいります。

★イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答)外出支援として、要介護認定3以上の方や身体障害者3級以上、療育手帳の所

持者の方には、初乗り料金を補助する福祉タクシー券(年間24枚)を交付しています。また、それ以外として市内全域をまわる地域巡回バスもございますが、更に利便性が向上するようルート及びダイヤの見直しを今年実施しております。今後においても近隣他市町の状況を把握し、努力してまいります。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答)市内には22の敬老の家及び2の健康交流の家があり、老人クラブの会員のかたなどが、レクリエーション活動等に利用されています。なお、本年度につきましても「健康」「交流」の拠点施設として、また、地域の高齢者の「居場所」として「健康交流の家」を建設する予定であります。さらに、活動面でも、寝たきりにならないことを目的とした介護予防教室や、社会福祉協議会が実施しているサロンやゴムバンド運動、認知症予防啓発事業があります。これら以外にもNPO法人等の活動もあり、これからも、多面的な福祉施策の充実に努力してまいります。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)現在、市内には生活援助員を配置したシルバーハウジングが県営住宅2箇所に27戸ございます。今後、県営清水住宅の建替えに伴い、シルバーハウジング住宅8戸整備される予定であります。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)配食サービスについては週7日の昼食を実施しておりましたが、本年度より夕食の実施も開始いたしました。自己負担については、住民税の課税状況応じて300円(食材費)と470円(食材費と調理費)があります。近隣他市町の状況を把握し、努力してまいります。

ふれあい会食に替わるものとしては、誰でも参加できるサロンを各地域ごとに実施しております。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)住宅改修費及び福祉用具購入費は実施していますが、高額介護サービス費は実施予定はありません。

### ★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)普通障害者に対しては、平成21年度分確定申告から障害者控除の対象としています。特別障害者については、すでに実施済みです。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)全ての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。

## 3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)東海市は、県の助成制度以外、子ども医療の中学生通院など市独自の内容で医療費助成を実施しています。現時点では、助成内容の縮小は考えておりません。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)東海市は、平成23年12月1日より中学生の通院現物給付を開始し、市

独自の内容で医療費助成を実施しています。現時点では、これ以上の助成内容の拡大は考えておりません。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答) 東海市は、平成23年10月1日より精神手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の助成を開始し、市独自の内容で医療費助成を実施しています。現時点では、これ以上の助成内容の拡大は考えておりません。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 医療費の負担については、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されていますので、ご了承ください。

後期高齢者福祉医療制度の拡大については、東海市特定疾病認定患者、ひとり暮らし高齢者等も対象としており、現時点では、県の福祉医療制度の対象範囲を超えた助成をしておりますので、これ以上の拡大は考えておりません。

#### 4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

(回答) 現在、高額介護合算療養費の申請は、国保課の窓口で申請を受け付けていますが、該当者の利便性などを考慮し、今後の課題としてとらえていきます。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

(回答) 短期保険証については、滞納者に対して面談等の機会を設け、個々の状況に応じて、期間を伸ばした短期証、正規の保険証を交付するようにしております。

また、資格証明書については、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項から7項までの規定に基づき、広域連合は、保険料の滞納につき高齢者の医療の確保に関する法律施行令第4条に定める特別な事情があると認められる場合を除き、資格証明書を交付するものとしています。

しかし、広域連合長に対し、平成21年10月26日付け厚生労働省から、資格証明書の厳格な運用の徹底として、原則、資格証明書は交付しないこととする通達を受けて、現在は運用されています。

#### 5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答) 本市では、平成21年度から産前14回について補助を行っております。産後1回の補助については平成19年度から実施しています。

公費負担となる健診項目については、県下統一を図っております。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

(回答) 対象基準及び支給内容につきましては、近隣市町村の状況から考えて適正であると考えます。また、申請窓口については、学校と市役所の両方で受け付けております。申請に民生委員の証明は必要ありません。転入者や経済的にお困りの方には、その都度学校から案内するように徹底しております。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答) 学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）第11条第2項により学校給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担となっておりますので、給食費を無料にはできません。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

(回答) 安全で安心な給食を提供し、保護者の不安を取り除くため、放射能測定器を購入し、食材の測定を実施します。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

(回答) 女性や高齢者に配慮した避難所を設置するよう検討中です。

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのため必要な職員を増やしてください。

(回答) 本市におきましては、子育て支援課内に家庭児童相談室を設置し、3名の家庭児童相談員を配置しています。児童虐待通告等があった場合は、家庭児童相談員が家庭訪問を実施し、その状況によっては関係機関（学校、保育園、健康推進課、子育て支援センター等）の担当者と連携を図り、早期対応に努めています。

## 6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答) 国民健康保険制度の広域化は、国保会計をより強化するもので、現在検討されています。方針や内容については、決まりしだい国保加入者にとってどうなのかを検討していきたいと考えております。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答) 減免制度のさらなる拡充は、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の市財政及び国保会計の状況では難しいと考えております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答) 18歳未満の子どもを均等割の対象としないためには、他の被保険者の負担が増えることにつながること、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の市財政及び国保会計の状況では難しいと考えております。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

(回答) 減免の範囲を拡大することは、他の被保険者の負担が増えることにつながること、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の市財政及び国保会計の状況では難しいと考えております。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 減免制度のさらなる拡充は、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答) 国保事業は、国民皆保険の柱であり、医療給付と負担は共に公平でなくてはならないものと考えております。このため、理由もないのに国保税を納めていただけ

ない方については、資格証明書を交付しております。特別な事情のある世帯には、弁明書等を提出していただくことにより、既存の保険証を発行しております。

なお、資格証明書の交付は、「東海市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する対策要綱」に基づいて実施しており、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯は、特別な事情と認めております。また、18歳年度末までの子どもさんについては、郵送にて一斉更新日までの保険証を交付しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があつても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

(回答) 滞納のある方に、高額療養費などが発生した場合でも、状況を確認して給付を行っております。すべての給付に対して、制限を行うことはしておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。

(回答) 分納を定期的に行い、滞納額を減らしていくような世帯については、期間を延ばした短期証や正規の保険証を交付するようにしております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答) 国民健康保険税を支払いきれない加入者には、保険証更新時、各種給付支払時、個別訪問時等による面談の機会を設け、個々の生活実態に合った納付をお願いしております。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答) 一部負担金の減免規定の拡大については、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。なお、生活保護基準については、国の指示により検討中。

また、制度については、市の広報に掲載、窓口においてご案内等を行うことにより周知を図っております。

## 7. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

(回答) 現時点では、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

(回答) 障害者の要望を尊重し支給決定しております。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

(回答) 現時点では、通所・通学にも拡大する予定はありません。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答) 国の通知により、介護保険制度を優先しておりますが、障害者の要望や必要性に応じ、介護保険で不足するものについて障害福祉サービスの支給決定を行っております。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えら

れる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

(回答) 知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。

保険料所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

(回答) 新しく建て直した避難所については、バリアフリー化を行っています。まだバリアフリー化されていない避難所については、車椅子用スロープを設置しています。

また、福祉避難所については、設置するよう検討中です。

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えしてください。

(回答) 災害対策基本法が改正されことに伴い、情報共有の在り方などを検討してまいります。

## 8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

(回答) 現在、特定健康診査は自己負担金を徴収していません。がん検診及び歯周疾患検診については、検診委託料単価の2割相当を手数料として徴収しております。

70歳以上の高齢者や被保護世帯あるいは市民税非課税世帯の方などに対しては、手数料を免除しておりますが、受益者負担の公平性の面からも正当な負担と判断しております。

また、受診の機会については、特定健診、がん検診については、年1回受診できることとして、毎年7月から10月の期間で実施しております。歯周疾患検診は、検診期間は7月から12月ですが、40・45・50・55・60・65・70歳の方を対象として実施しているので、一人につき5年毎の受診が可能です。

特定健診・歯周疾患検診については受診票等を個人に送付しております。がん検診については、がん検診推進事業対象者にはクーポンを送付していますが、人間ドックなどで受診されてる方もおり、全員に個人通知をするほどの費用対効果は見込めず、今のところ、がん検診対象者全員への個人通知は考えておりません。

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答) 現在、市で実施しております健診は、国の指針に基づき実施しているもので、受診対象年齢の変更等につきましては、今のところ考えておりません。

## 9. 予防接種について

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答) 水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種については、乳幼児期に必要な予防接種の種類や数が増加し複雑化してきているため、市で実施するには、健康被害の面も考慮しなければなりませんので、定期予防接種に

位置づけられる等、国の予防接種に対する施策が必要となってきます。

今後、市といたしましては、引き続き、国の動向や近隣市町の状況等の情報収集に努め、予防接種事業を進めてまいります。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(回答) 高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平成20年11月から接種費補助事業を実施し、上限6,500円補助を行っております。助成の増額は今のところ考えておりません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようしてください。

(回答) 妊娠を希望する女性及び妊婦の夫については、市内の医療機関において無料で接種できます。妊娠を希望する女性の夫については、上限5,000円を助成しています。

**【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書・要望書**

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

(回答) 現時点では、国の動向を注視しているところでございます。意見書・要望書の提出の予定はございません。

②消費税増税を中止してください。

(回答) 国への要望の予定はありません。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

(回答) 年金制度については、年金事務所を通じて国へ要望してまいります。

④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70~74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。

(回答) 国庫負担の増額につきましては、機会を設け市長会等を通じて要望しております。また、医療保険の患者負担の軽減は、低所得者の方々への保険料の軽減措置が実施されております。

後期高齢医療制度の新しい医療制度への移行について、国は社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとされています。

⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答) 国庫負担の増額、介護報酬改善、待遇改善につきましては、全国介護保険広域化推進会議を通じて要望しております。

⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額してください。妊娠婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答) 3点とも、国の動向を見ながら、機会をとらえ市長会などを通して要望したいと考えています。

⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

(回答) 東海市は知多市とともに、公立・公的病院の役割が充分發揮される病院のあり方についての検討を平成20年度から始め、西知多医療厚生組合による新病院を平成27年度に開設する予定をしています。診療報酬改定については、市から要望書を提出する予定はありません。

⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

(回答) 現時点では、国の動向を注視しているところでございます。国の通知により、介護保険制度を優先しておりますが、障害者の要望や必要性に応じ、介護保険で不足するものについて障害福祉サービスの支給決定を行っております。

⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

(回答) 水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、乳幼児期に必要な予防接種の種類や数が変化してきていることから、全国一律の安定した接種を目指すために定期予防接種に位置づけられる等、国の予防接種に対する施策が必要になってきます。

また、高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、接種率向上を目指すような性質のものではないため、市の助成制度で対応可能と考えております。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答) 現時点では、県の動向を注視しているところでございます。要望書の提出の予定はありません。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 県の助成制度以外、市単独事業として小中学生の通院現物給付をいたしております。18歳年度末までの拡大については、現時点では、要望書の提出の予定はありません。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答) 精神障害者の方には経済的負担を軽減し、治療と社会復帰を目的に現在は、精神疾患にかかる医療費のみを助成しております。県の助成制度以外、市単独事業として精神手帳1級、2級所持者を対象に、全疾患の入通院医療費の助成をいたしております。これ以上の拡大については、現時点では、要望書の提出の予定はありません。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 後期高齢者医療費の負担については、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されています。法律の規定内容など後期高齢者福祉医療費助成制度とも、現時点では、要望書の提出の予定はありません。

### (2) 県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2項の規定の適用を受けるた

め、現在のところは障害者医療助成対象者には該当しませんが、今後の動向を見ながら県と調整していく考えです。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答) 現在、実施しております後期高齢者の健診については、愛知県後期高齢者広域連合からの受託料で実施しております。そのため、県から市へ直接補助金が交付されるよう要望する考えはありません。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答) 県の補助金の増額は、現在の東海市国保会計の状況では、大変ありがたいことありますが、現時点では、要望書の提出の予定はありません。

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

(回答) 現時点では、県の動向を注視しているところでございます。意見書・要望書の提出の予定はございません。

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

(回答) 現時点では、県の動向を注視しているところでございます。意見書・要望書の提出の予定はございません。

### (3) 医療提供体制の充実のために

①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

(回答) 本市では、東海市医師会と連携を図り、災害時の医療体制の充実を図ってまいります。

②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。

(回答) 平成27年度の西知多総合病院（仮称）の開院に際し、地域医療の連携の充実を図り、安心・安全な医療の提供に努めてまいります。

③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。

(回答) 在宅当番医制、病院群輪番制及び救急医療情報システムにかかる費用の予算計上を継続するとともに、平成27年度の西知多総合病院（仮称）の開院に向けて、救急医療体制の充実を図ってまいります。

④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

(回答) 県立病院に対する要望は市から提出する予定はありません。

⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

(回答) 本市では、西知多医療厚生組合に対して、看護師の育成と確保及び看護師の勤務環境の改善について、要望してまいります。

## 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を増額するよう要請してください。

(回答) 県から愛知県後期高齢者医療広域連合への補助金等の費用の流れについては、市から要請する考えはありません。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

(回答) 低所得者の方につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減（減額）がされておりますが、愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条

(保険料の減免) の条件に該当すれば、軽減後の保険料に対して減免を適用するとしていますので市から要請する考えはありません。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答) 全国の後期高齢者医療広域連合長に対し、平成21年10月26日付け厚生労働省保険局長から、資格証明書の厳格な運用の徹底として、原則、資格証明書は交付しないこととする通達を受けて、現在は運用されています。

④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。

(回答) 高齢者肺炎球菌ワクチンについては、平成20年11月から接種費補助事業を実施し、上限6,500円補助を行っております。市から要望書を提出する予定はありません。

⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

(回答) この懇談会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、現在委員は、要綱で定める定員数(13名)で、任期を2年(平成23年9月28日~)とし、被保険者、医療関係者、保険者団体及び学識経験者の方々で構成されております。委員の公募につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合において、現在前向きに検討している状況であると聞いております。

以上